2 環境関係

(1) 環境分野の基本方針

環境分野における規制改革に当たっては、単に各種規制制度の合理化にとどまらず、有限な資源の下で地球環境への負荷を極力減らし、かつ持続的な発展を可能とするための新たなルール作りという観点も含めた検討を行う。その際、特に京都議定書については、その批准に備え、総合的な対策を樹立する。

このため、環境を保全するための費用を負担する仕組みを市場経済の中に取り入れること等の経済的手法の検討、行政庁による一層の情報開示や事業者による情報開示などの自主的な取組を促す枠組み作り、国民の環境についての意識の高揚、環境アセスメントの充実、上位計画や政策における環境配慮の在り方の検討、再生可能エネルギー等の一層の導入拡大等を積極的に行い、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進するとともに、人と自然との共生を図っていく。また、環境関連ビジネスの育成による経済の活性化という観点、我が国産業の技術力向上、国際競争力強化という観点からも、規制の在り方について検討を行っていく。さらに、規制改革を通じて公正かつ公平感のある社会を実現するという観点からの検討を行う。

(2) 環境分野の重点事項

市街地土壌汚染対策に係る新たなルール策定

現在ルールが存在していないことから、汚染状態の放置、土地取引の際のトラブル等の問題が生じている市街地の土壌汚染に関し、汚染の調査、汚染の処理基準や処理に伴う費用負担の仕組み等についての法制化を含めた実効ある制度の検討を行う。

循環型社会形成推進のための諸制度の改善

3 R (リデュース、リユース、リサイクル)の推進、処理責任との関係、適正かつ効率的な廃棄物の処理の推進などの観点から廃棄物の定義及び区分、廃棄物処理に係る業許可並びに施設許可の見直しを行うとともに、容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討を行う。また、拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討する。

さらに、医療機関から排出される廃棄物の適正な処理のための制度改善や優 良事業者の選択を可能にするための廃棄物処理事業者に関する情報の一層の開 示などについての検討を行う。

地球温暖化問題への対応

温室効果ガスの発生削減についての総合的な対策を実施するとともに、ガスパイプラインの建設促進に向けたガス管敷設に係る規制の在り方等の検討を行う。

再生可能エネルギー等の導入促進

太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入拡大を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討等を行う。

人と自然との共生

「人と自然との共生」を図るための国家戦略となるトータルプランとするため、既存の生物多様性国家戦略を改訂するとともにその実現のために必要な措置を講ずる。

情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

環境報告書及び環境会計について、普及促進の方策、比較可能性の確保及び 信頼性の確保のための検討等を行う。

都市のヒートアイランド現象の解消

ヒートアイランド現象に係る、大綱の策定の検討、メカニズムの解明のため の調査・分析、都市政策の観点からの検討を行う。

(3) 個別事項

ア公害等

事項名	措置内容	当初計画等と	実施予定明		期
尹以行	旧旦门台	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
土壌環境保	下記の視点に留意しつつ、市街地の土壌汚染の	重点・環			
全対策	調査・浄化等に関する対策を樹立し、法案提出を	境(1)			
(環境省、関係	含め検討し結論を出す。	〔計画・			
省)		環境ア			
)			
	a 土壌汚染の調査については、有害物質の取扱		法案提	法案成	
	事業場等について一定の場合に調査を行うこ		出	立後公	
	とや、土地の開発前等に調査を行うことを検討			布 措置	
	する。			(公布	
	b 汚染地の登録・情報提供の体制を整備する。			後 9 ヶ	
	c 土壌汚染の浄化等に関しては、費用負担につ			月以内	
	いては汚染者負担の原則を踏まえることとし			に施行	
	つつ、一定の場合に原因者、土地所有者等に対			予定)	
	策を義務付ける。				
	d 対策の発動基準と対策の内容のバランスを				
	とり、土地所有者等に過度に負担とならないよ				
	う柔軟に対応できるようにする。				
	e 原因者が不明、資力不足等の場合の支援措置				
	について、汚染者負担を原則としつつ、基金の				
	設立や税制等も含めて検討する。				
	f 国の制度を制定するに際しては、地方公共団				
	体の条例等について地方分権の趣旨を尊重し				
	た上で、国の制度との整合性を確保するように				
	努める。				
	(第154回国会に関係法案提出)				
	g 土地の利用や取引の促進にも資するよう、民		逐次実施	•	
	事上の損害賠償等の紛争を円滑に解決し、土壌				
	汚染に係る調査や対策の実効性の確保にも資				
	する手段について、既存の制度の活用も含め検				
	討する。				
自動車排出	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染	計画・環	法案成	措置	
ガス対策の	が著しい大都市地域において、大気環境基準の達	境ア	立、公	(一部施	
推進	成を目途とし、自動車から排出される窒素酸化物		布 一部	行(14年	
(環境省、警察	の特定地域における総量の削減等に関する特別		施行(13	5月)、	
庁、経済産業	措置法の改正による自動車排出ガス総合対策の		年12月)	全面施	

市话勺	世罕山京	当初計画等と	〕		 期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
省、国土交通	充実・強化の推進を図る。			行(14年	
省)	【自動車から排出される窒素酸化物の特定地域			10月))	
	における総量の削減等に関する特別措置法の一				
	部を改正する法律 (平成13年法律第73号)】				
ダイオキシ	ダイオキシン類排出ガス濃度の測定方法につ	計画・環	検討	結論	
ン類排出濃	いて、現行の測定法による分析装置 (高分解能ガ	境ア			
度測定方法	スクロマトグラフ質量分析計)を使用する方法の				
の緩和(排出	ほか、特定の施設において、より安価な分析装置				
ガス)	を使用する方法を公定法とすることを検討する。				
(環境省)					
LNG発電	LNG(liquefied natural gas:液化天然ガス)	計画・環	検討	措置	
のばい煙測	を燃料とする発電について、早急にばいじん、硫	境ア			
定頻度の緩	黄酸化物の排出実態調査等を実施し、その結果に				
和等(大気汚	基づいて、ばいじん、硫黄酸化物に関し測定方法				
染防止法)	の簡素化や測定義務の緩和等を検討する。				
(環境省)					
燃料電池の	燃料電池について、排出実態調査結果を踏ま	計画・環	検討	結論	
ばいじん等	え、ばいじん等の測定方法を簡素化又は測定頻度	境ア			
の測定方法	を軽減する方向で検討する。				
(環境省)					
燃料電池発	燃料電池発電設備の改質器に係るばい煙発生	計画・環	検討	結論	
電設備に係	施設の設置の事前届出、測定等の規制について、	境ア			
るばい煙発	ばい煙発生量の実態等に即し、現行の電気事業法				
生施設とし	と大気汚染防止法との整合性を維持しつつ、規制				
ての届出等	対象から除外する範囲の拡大等を検討する。				
(経済産業省、					
環境省)					
工業専用地	(一定以上のプレス機械、送風機等)の現行の	計画・環	検討	結論	
域内におけ	届出制度(その増加があった場合、又は、変更の	境ア			
る届出を要	内容が種類ごとの数を減少する場合、又は直近に				
する特定施	届け出た数の2倍以内に増加する場合を除き必				
設の見直し	要)について、特定施設の種類ごとの数の変更が				
(騒音規制	直接的に外部に対する振動・騒音の大きさを増加				
法、振動規制	させるとは限らない騒音規制法、振動規制法にお				
法)	ける工業専用地域内における特定施設という特				
(環境省)	性を考慮し、その運用が適切であるか否か検討す				
	ර ං				

イ リサイクル・廃棄物

事項名 措置内容 の関係 平成13年度 平成14年度 廃棄物の定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 重点・環 義・区分、業 法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。) 境(6) 許可、施設許 を始めとする諸制度について、国、地方公共団体 〔計画・	平成15年度
義・区分、業 法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。) 境(6) 許可、施設許 を始めとする諸制度について、国、地方公共団体 〔計画・	
許可、施設許を始めとする諸制度について、国、地方公共団体 〔計画・	
司 坊ナケ帝 排出車業者 制造業者なが出せ者の第二がの割り 理 培 ノ	
可、拡大生産 排出事業者、製造業者及び排出者の適正な役割分 環境イ	
者責任等に 担に十分留意の上、以下の検討を行い結論を出 〕 〕	
係る検討す。	
(環境省、国土 a 廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区 検討 結論	
交通省、経済産 分の見直しについて、その処理責任の在り方と	
業省) 併せて検討を行うとともに、併せてリサイクル	
に係る廃棄物処理法上の業及び施設の許可や	
手続の簡素化に関し早急に見直しを行う。ま	
た、廃棄物処理法及び建築基準法(昭和25年法	
律第201号)の施設許可の運用における住民同	
意に関する調査を行った上で、必要な運用の適	
正化を図る。	
【廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中 とりま	
間とりまとめ】 とめ(14	
年3月)	
b 廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製 検討 結論	
品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来	
導入されていなかった分野について導入を図	
るとともに、既に導入されている分野について	
は、その強化を図ることを検討する。また、デ	
ポジット制の導入及び3Rの促進に関する規	
格や基準(環境JIS、国等による環境物品等	
の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第	
100号)の情報提供措置等)の早急な拡大につ	
いても検討する。	
c 不法投棄跡地等の修復対策に関し、費用負 検討 結論	
担、責任分担を明確化し、技術開発の促進や環	
境修復ビジネスの促進のための措置等を講ず	
් ද	
廃棄物焼却 液中燃焼炉については、排ガス中のCO(一酸 計画・環 措置済	
炉の維持管 化炭素)濃度とダイオキシン類濃度との関係に必 境イ (13年)	
理規制の見ずしも相関関係がないとのデータがあることを 10月施	
直し 踏まえ、排ガス中のCO濃度が100ppm以下となる 行)	

事項名	世罕山京	当初計画等と	〕	施予定時	 朝
争以石	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
(環境省)	ように燃焼することとする規制の見直しの必要				
	性について、検討し、所要の措置を講ずる。				
	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則				
	の一部を改正する省令(平成13年環境省令第33				
	号)】				
個別リサイ	個別リサイクル法の対象となる品目の処理施	計画・環	逐次実施	,	
クル法の対	設については、その処理方法や施設の特徴を精査	境イ			
象となる品	し、生活環境保全上の影響について調査検討した				
目に対する	上で、類型化が可能であるかどうかと併せて、廃				
廃棄物処理	棄物処理法上の施設設置許可要件が適正である				
法の施設許	か否かを検討し、その結果を明らかにする。				
可の検討					
(環境省)					
医療機関か	a 有識者や医療機関代表者等関係者の意見を	計画・環	検討	検討	
ら排出され	聴き、感染性廃棄物の非感染性化の認定につい	境イ			
る廃棄物の	ての客観的な基準を策定するなど、感染性廃棄				
適正処理の	物の定義を客観的に判断できるものにするこ				
ための制度	とを検討する。				
改善	b 医療機関から排出される廃棄物の分類につ	計画・環	検討	検討	
(環境省)	いて廃棄物全体の定義見直しの際に検討を行	境イ			
	う。				
	c 感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とす	計画・環	必要に	必要に	
	る廃棄物の取扱いについても、必要に応じて十	境イ	応じ検	応じ検	
	分に検討する。		討	討	
廃棄物処理	優良事業者選択のために必要な処理業者の過	計画・環	検討	検討	
業者に関す	去の不法投棄等に伴う処分歴、また都道府県によ	境イ			
る情報の一	り行われている立入調査の結果についての情報				
層の開示	を開示するために解決すべき点を整理し、関係部				
(環境省)	門とその実施に向けて必要な協議を開始する。				
再生利用認	再生利用認定制度について、過去の認定の例を	計画・環	検討	検討・結	
定制度の対	体系的に整理し、同制度の対象品目として追加さ	境イ		論	
象範囲の拡	れるために満たすべき要件について明確な指針				
充	を策定する等、再生利用認定制度の対象となる廃				
(環境省)	棄物の範囲を検討し、認定基準を満たす者につい				
	ては積極的に認定する。				
リサイクル	リサイクルのための共同事業について、具体的	計画・環	措置済		
のための共	にどのような共同の取組が独占禁止法において	境イ			

声 语夕	世界山京	当初計画等と	実施予定時期			
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
同事業の推	問題になるかに関して明確なガイドラインを作					
進と競争政	成する。					
策の在り方	【リサイクル等に係る共同の取組に関する独占		公表(13			
(公正取引委	禁止法上の指針】		年6月)			
員会)						
廃棄物等の	循環型社会の形成を推進するため、次の措置を	要望等		措置		
リサイクル	講じ、循環型社会形成推進基本計画の策定に資す	〔計画・				
制度	るとともに、同計画の策定を前倒しする。	環境イ				
(財務省、厚生)				
労働省、農林水	a 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源	計画・環	引き続き	施行		
産省、経済産業	有効利用促進法)に基づき、個別業種製品ごと	境イ				
省、国土交通	のリデュース、リユース、リサイクル対策を網					
省、環境省)	羅的に講ずる。					
	【資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3		13年4月至	全面施行		
	年法律第48号)】					
	b 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促		引き続き	<u>施行</u>		
	進に関する法律(容器包装リサイクル法)に基					
	づき、引き続き容器包装リサイクルの着実な施					
	行を図る。					
	【再商品化手法の追加:平成13年財務・厚生労		13年5月			
	働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号】					
	【再商品化計画量の改正:平成13年財務・厚生労		13年11月			
	働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号】					
	c 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル		引き続き	 施行		
	法)に基づき、家電リサイクルの着実な施行を					
	図る。					
	【特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97		13年4月	全面施行		
	号)】					
	d 建設工事に係る資材の再資源化等に関する		 引き続き施行			
	法律 (建設リサイクル法)に基づき、分別解体					
	等の実施、建設廃棄物の再資源化等の促進を図					
	りつつ、建設リサイクルの着実な施行を図る。					
	【解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13		13年5月	施行		
	年国土交通省令第92号)】					
	【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法		 14年 5 月全面施行			
	律(平成12年法律第104号)】		, 3			
	11 (17-70 - 17-211) [20 - 2 - 3 /4]	l	I			

市话夕	世军山京	当初計画等と	実施予定時期		期
事項名 	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法		14年5月	施行	
	律関係政省令(平成14年政令第7号、平成14年国				
	土交通省令第17号及び平成14年国土交通省令・環				
	境省令第1号)】				
	e 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法		引き続き	施行	
	律(食品リサイクル法)に基づき、食品廃棄物等				
	に関するリサイクル対策の着実な施行を図る。				
	【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法		13年5月	施行	
	律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】				
ペットボト	これまでの容器包装リサイクル法の実施に伴	計画・環	一部措	検討	
ルを中心と	って生じた問題点を分析し、分別収集された容器	境イ	置済		
した容器包	包装廃棄物の円滑なリサイクルを達成するため				
装廃棄物の	に必要な施策について、以下の観点も考慮に入れ				
リサイクル	て検討し、早急に実施する。				
率向上のた	a ペットボトルの再商品化需要の拡大及び容				
めの総合的	器としての再商品化のための措置				
施策の検討	b 市町村による分別収集コストの明確化と事				
(財務省、厚生	業者による廃棄物発生抑制効果の検証				
労働省、農林水	c 市町村負担の多寡、市町村による分別コスト				
産省、経済産業	の分析や民営化との比較、事業者による廃棄物				
省、環境省)	発生抑制効果、費用負担ルールの見直し等の指				
	摘を踏まえた対応策の総合的な検討の中長期				
	的観点からの要請				
	d 容器包装の再利用 (リユース)を推進するイ				
	ンセンティブを与える仕組みにはなっていな				
	い部分があるという課題の認識				
	【再商品化手法の追加:平成13年財務・厚生労		13年5		
	働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号】		月		
	【再商品化計画量の改正:平成13年財務・厚生労		13年11		
	働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号】		月		
自動車リサ	自動車リサイクル対策について、使用済自動車	計画・環	結論	法案成	
イクル対策	の逆有償化の状況の下で、リサイクルの高度化及	境イ		立後公	
(経済産業省、	びその適正な処理の確保に向け、法制化も視野に			布	
環境省)	入れた検討を行う。				
	(第154回国会に関係法案提出予定)				
省エネ・リサ	事業者等によるエネルギー使用の合理化及び	計画・環	検討・措	置	
イクル支援	再生資源の利用を促進するため、平成5年から施	境イ			

事項名	措置内容	当初に一等と	実	期	
争以石		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
法の見直し	行されているエネルギー等の使用の合理化及び				
(経済産業省、	再生資源の利用に関する事業活動の促進に関す				
財務省、厚生労	る臨時措置法 (省エネ・リサイクル支援法)に				
働省、農林水産	ついて、平成14年度末の廃止期限を踏まえ、総合				
省、国土交通	的な見直しを行う。				
省、環境省)					
廃棄物処理、	P C B (Poly Chlorinated Bipheny:ポリ塩化	計画・環	措置済		
リサイクル	ビフェニル)廃棄物の確実かつ適切な処理を促進	境イ			
の推進	するための所要の措置を講ずる。				
(環境省)	【ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推		13年7		
	進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号)】		月施行		
	【環境事業団法の一部を改正する法律(平成13年		13年6		
	法律第66号)】		月施行		

ウ 地球温暖化

車15夕	世聖山宏	当初計画等と	実	施予定時	胡
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
温室効果ガ	下記により、総合的な対策を実施する。	重点・環	一部措	逐次実施	
スの発生削		境(2)ア	置済		
減					
(環境省、経済	(第154回国会に関係法案提出)		法案提	法案成立征	後、公布、
産業省、国土交			出	措置(京	都議定書
通省 農林水産				が日本国	について
省、財務省、関	a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地			効力を生	ずる日か
係府省)	球温暖化は、事業者に対して新事業のフロンテ			ら施行予	定)
	ィアをもたらすこともあることを念頭に置い				
	て取組を進める。				
	b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たって				
	は、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打				
	ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高				
	度道路交通システム(ITS:Intelligent				
	Transport Systems) 食品廃棄物リサイクル等				
	の他の政策目的から実施するいわゆる「ノンリ				
	グレット対策」について有効な場合はその導入				
	を促進する。				
	【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法		13年5		
	律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】		月施行		

車 ा古夕	措置内容	当初に画等と	実施予定		時期		
事項名 	1月巨八3七	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖						
	化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整						
	備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギ ー						
	起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排						
	出削減対策を含む環境保全のための枠組みを						
	推進する。						
	d 温室効果ガスの効率的・効果的な削減のため						
	に、従来の規制の方式以外に、税・課徴金や排						
	出権取引などの市場メカニズムを通じた効率						
	的な経済的手法、自主的取組を組み合わせてい						
	くことが重要であり、これらの手法の具体的な						
	在り方について検討する。この場合、対策を実						
	施した結果について評価の上、必要に応じ対策						
	の追加を図る。なお、検討に当たっては、現下						
	の厳しい経済情勢にかんがみ、経済界の創意工						
	夫をいかし、我が国の経済活性化につながるも						
	のとするよう配慮する。						
	e 新エネルギーの導入基準制度(RPS:						
	Renewables Portfolio Standard)等の措置も						
	含め各種新エネルギー対策を強力に推進する。						
	【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置		14年1月				
	法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令		施行				
	第15号)】						
	f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、						
	低燃費車について、普及を推進するとともに、						
	低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等						
	を推進する。						
	【低公害車開発普及アクションプラン】		策定(13				
			年7月)				
	g 経済的負担を課す措置については、その有効						
	性についての国民の理解の進展、措置を講じた						
	場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影						
	響等についての調査研究結果、諸外国における						
	取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展も踏						
	まえ、幅広い観点から検討する。						
	h 技術開発を引き続き推進する。その際、産学						
	官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体						

東 语夕	措置内容	当初計画等と	美	施予定時	期
事項名	相具内台	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	系的に技術開発に取り組む。				
	i 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林				
	の有する多面的機能が持続的に発揮されるよ				
	う、適切な森林整備・保全を進める。				
	【森林・林業基本法の制定:林業基本法の一部を		13年7月		
	改正する法律(平成13年法律第107号)】		施行		
	【森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第			14年4月於	 色行
	109号)】				
	【森林・林業基本計画制定、全国森林計画変更】		13年10		
			月		
ガスパイプ	ガス管敷設に係る規制の在り方等については、	重点・環			
ラインの建	安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭	境(2)イ			
設促進	に置きつつ、以下の具体的事項について検討す				
(国土交通省、	వ 。				
経済産業省、農	a 埋設深度について、2MPa以上の高圧で市			検討	結論
林水産省)	街地の道路下に埋設する場合であっても、当該				
	道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に				
	係る一定の基準に照らし支障なき場合には、				
	1.8mではなく1.2mで足りることとする。				
	b 将来的にはガスパイプラインが海底に敷設			検討開	
	されるケースも想定し、海底敷設に係るガス管			始	
	に係る材質、設計荷重、許容応力等、技術基準				
	の在り方についても、欧米の状況等も念頭に置				
	きつつ、安全の確保を前提として検討する。				
	c 公益特権を持つパイプライン事業者による		実際上の	必要が生	じた場合
	ガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の		に検討		
	行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業				
	権等に係る調整ができない場合には、客観性・				
	透明性が十分に確保されるように当該調整の				
	在り方について検討を行う。				

エ 人と自然との共生

事項名	措置内容	当初計画等と		毫施予定時期	
争以石		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
「人と自然と	生物多様性国家戦略を「人と自然との共生」を	重点・環	措置済		
の共生」を図	図るためのトータルプランとするため、次のよう	境(5)ア			
るための国	な要素を取り込んだものに改定する。				

事項名 措置内容 の	東西夕	世罢山宓	当初に画等と	実施予定明		時期	
定(環境省、農林 水産省、国土交 超 国土の保全・水源のかん養・自然生態系の維持といった森林の公益的機能の持続的発揮を 図 る観点から、機能に応じた適正な整備・保全 を行う。 c 里地・里山の生物多様性保全上の位置付けを 明確にする。その上で、NPO活動の支援、事業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を調する。 d 各省間の連携・役割分担の測整や関係省庁に よる共同事業実施など省庁の外を超えて自然 再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置する など関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画 関階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドブトブログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め可川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOの委託等多様な 位組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング地点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アシア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国政のモニタリング地点の整備、浅海域の全物・生態系情報のデータ整備、アシア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国政のモニタリング地点の整備、浅海域の全物・生態系情報のデータ整備、アシア地域の自然環境の展生に係る基礎調査の充実(国政のモニタリング地点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アシア地域の自然環境の展生に係る基礎調査の発達を広げる。	尹以行	18里內台	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
(環境省、農林 水産省、国土交 通省、文部科学 省、関係所省 b 国土の保全・水源のかん養・自然生態系の維 持といった森林の公益的機能の持続的発揮を 図る観点から、機能に応じた適正な整備・保全 を行う。	家戦略の策	a 自然公園を国土における生物多様性保全の					
水産省、国土交 通省、文部科学 省、関係所省) と 関係所省) と 関係所省) と 関係所省) と 関係所省) と 関係所省) と 関係所省) と 関係所省) と 関係所名。その上で、NPO活動の支援、事業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。 と 名省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に指進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドブトプログラム(ポランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング機点の整備、洗海域の全物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の最極的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データを機、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。	定	屋台骨として積極的に活用する。					
通信、文部科学 省、関係所省) C 里地・里山の生物多様性保全上の位置付けを明確にする。その上で、NPの活動の支援、事業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。 d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の神を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業を設置するなど関係省方の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画経験がら事業実施、ア後の維持管理に至るまで専門家や地球住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドブトブログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の保元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、汚海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設の毛質のア学とに係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、汚海域の生物・生態系情報のデータを機械、アジア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、アジア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設の主機のデータの発展、アジア地域の自然環境の発展があります。	(環境省、農林	b 国土の保全・水源のかん養・自然生態系の維					
金行う。 c 里地・里山の生物多様性保全上の位置付けを明確にする。その上で、NPO活動の支援、事業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。 d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画印略から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドブトブログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータの発達は、アジア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設の毛媒的データの発権、アジア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、プジア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、プジア地域の自然環境の保金に係る基礎調査の充実(国設の主が、生態系情報のデータの発展、アジア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設の主が、生態系情報のデータの発展、アジア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設の主が、生態系情報のデータの充実など)を図る。	水産省、国土交	持といった森林の公益的機能の持続的発揮を					
c 里地・里山の生物多様性保全上の位置付けを明確にする。その上で、NPO活動の支援、事業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。 d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設の毛煙的データを機構、アジア地域の自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設の主機が関係)を関係を関係を関係を関係を関係を表している。	通省、文部科学	図る観点から、機能に応じた適正な整備・保全					
明確にする。その上で、NPO活動の支援、事業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。 d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たっ、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドブトブログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境	省、関係府省)	を行う。					
業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。 d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドブトブログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境		c 里地・里山の生物多様性保全上の位置付けを					
合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。 d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドブトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復た具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データを開くなど、を図る。		明確にする。その上で、NPO活動の支援、事					
d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み					
よる共同事業実施など省庁の枠を超えて自然 再生を効果的・効率的に推進するため、関係省 庁からなる自然再生事業推進会議を設置する など関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。 また、自然再生事業の推進に当たって、調査計 画段階から事業実施、完了後の維持管理に至る まで専門家や地域住民、NPO等の参画を得る ため、維持・管理業務におけるアドプトプログ ラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体 などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等 を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な 仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対 応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに 当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき 実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場 において、身近な自然の理解、保全のための学 習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設 のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生 態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境 の基礎的データの充実など)を図る。		合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。					
再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁に					
庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データを関係。アジア地域の自然環境の基礎的データを関係。アジア地域の自然環境の基礎的データを関係。アジア地域の自然環境の基礎的データを関係。アジア地域の自然環境の基礎的データを開発している。		よる共同事業実施など省庁の枠を超えて自然					
など関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		再生を効果的・効率的に推進するため、関係省					
また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		庁からなる自然再生事業推進会議を設置する					
画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		など関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。					
まで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		また、自然再生事業の推進に当たって、調査計					
ため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		画段階から事業実施、完了後の維持管理に至る					
ラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		まで専門家や地域住民、NPO等の参画を得る					
などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		ため、維持・管理業務におけるアドプトプログ					
を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な 仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対 応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに 当たっては、科学的検討を基にした具体的な目 標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき 実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場 において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		ラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体					
仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等					
応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに 当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な					
当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対					
標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに					
ニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		当たっては、科学的検討を基にした具体的な目					
ドバックするなど科学的な計画・手法に基づき 実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場 において、身近な自然の理解、保全のための学 習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設 のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生 態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境 の基礎的データの充実など)を図る。		標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモ					
実施する。 e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		ニタリングしながら、その評価を事業にフィー					
e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		ドバックするなど科学的な計画・手法に基づき					
において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		実施する。					
習の機会を広げる。 f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場					
f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		において、身近な自然の理解、保全のための学					
のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。		習の機会を広げる。					
態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境 の基礎的データの充実など)を図る。		f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設					
の基礎的データの充実など)を図る。		のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生					
		態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境					
g		の基礎的データの充実など)を図る。					
8 ポピパペンの (1 60/00) も作性の		g 絶滅のおそれのある種の保全について、自然					

市市石	##累古帝	当初計画等と	実施予定時期		朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	再生事業の中に位置付けたり、里山・里地での				
	生物多様性指標として取り上げて回復計画を				
	実行するなど、現状の緊急避難的対策から予防				
	的対策へとより一層重点を移す。				
	h 「人と自然との共生」を図る観点から外来種				
	問題に係る仕組みを整備する。				
国家戦略の	「人と自然との共生」を図るための国家戦略の	重点・環		逐次実施	•
フォローア	実現を担保するため、「生物多様性国家戦略」を	境 (5) イ			
ップ及び評	定期的にフォローアップし、評価を行う。	(ア)			
価					
(環境省)					
自然公園法	従来の風景保護に加え、生態系保全と野生生物	重点・環	法案提	法案成立	後公布、
改正法案の	保護の機能を自然公園法(昭和32年法律第161号)	境 (5) イ	出	措置(公	布後1年
提出	に位置付ける。	(イ)		以内に施	行予定)
(環境省)	(154回国会に関係法案提出)				
「人と自然と	外来種問題については、「人と自然との共生」	重点・環	検討	結論	
の共生」を図	を図る観点から実効ある制度の構築に向け法制	境 (5) イ			
る観点から	化も視野に入れて早急に検討を開始し結論を出	(ウ)			
の外来種対	す。その際、以下のような対策、制度の実効性の				
策の在り方	確保に不可欠であるリスク評価や水際対策等に				
に係る検討	必要な体制整備の観点も含めて議論し結論を得				
(環境省)	る 。				
	a 危険性が高いと思われる種について、野生化				
	の可能性や野生化した場合の生態系、野生生物				
	種、産業、人の健康等への影響を科学的に評価				
	を行う。その上で、危険性が高いと評価された				
	ものに対しては、輸入、利用等に関し一定の制				
	限を課す。				
	b リスク評価の結果、適正な管理が必要と評価				
	された種について、当該外来種を所有、利用、				
	管理する者に対し、遺棄・放逐の禁止、逸出の				
	防止、登録義務等を課す。				
	c 問題外来種の駆除事業を実施している自治				
	体、NGOなどに財政的支援を行う仕組みが必				
	要であり、問題外来種の野生化をもたらした責				
	任を有する者等に対し、駆除と制御(増殖・蔓				
	延・影響の抑制)に係る一定の役割を課す(定				

事項名	措置内容	当初計画等と	実施予定時期		
		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	着した問題外来種の駆除、在来種の利用促進事				
	業に係る基金への出資など。)				
	d 在来種の産業利用に係る研究・開発を促進				
	し、外来種利用産業における在来種利用を促進				
	する。				

オ 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

事话夕	##累古帝	当初計画等と	美	実施予定時期		
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
環境報告書	a 事業活動における環境保全のため取組を促	重点・環	一部措	措置		
及び環境会	進するため、取組成果の評価指標の整備や企業	境(3)ア	置済			
計の普及促	の利害関係者別に求める環境情報の多様性の	〔計画・				
進の方策	調査、環境報告書及び環境会計に係るデータベ	環 境 ウ				
(環境省、経済	ースの構築等による取組状況の情報提供を行)				
産業省)	うなど、事業活動に係る企業の自主的取組を促					
	進するための行政支援策を講ずる。					
	【ステークホルダー重視による環境レポーティ		錠(13			
	ングガイドライン2001】		年6月)			
	b 環境報告書及び環境会計に取り組む企業へ	重点・環	検討	結論		
	のインセンティブ付与の方策やこれら企業が	境(3)ア				
	社会から適正な評価が得られ結果として企業					
	の競争力の向上につながるような方策など、普					
	及促進のための新たな枠組みや普及定着に向					
	けた政府目標の設定について検討し結論を出					
	す。					
	c 環境会計に期待される内部機能にもより—	重点・環	措置済			
	層着目し、原価計算、マテリアルフローコスト	境(3)ア				
	会計、業績評価への環境項目の導入など環境管	〔計画・				
	理会計手法について検討し、所要の措置を講ず	環境ウ				
	る結論を出す。)				
	【環境管理会計手法】		錠(14			
			年3月)			
環境報告書	環境報告書の記載内容となる環境会計及び環	重点・環	一部措	措置		
及び環境会	境対策の評価結果(環境パフォーマンス情報)に	境(3)イ	置済			
計の比較可	ついて、環境会計ルールの明確化のため環境保全	〔計画・				
能性の確保	対策に係る効果の体系付け等の理論的課題につ	環境ウ				
(環境省)	いて検討を加えるとともに、環境パフォーマンス)				

事項名	世军山灾	当び福等と 実施予定時期	期		
争以石	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	情報の集計方法を体系化する等により、実務上の				
	利便性を向上させたガイドラインの改訂を行う。				
	その際、業種間の比較がより一層的確かつ容易な				
	ものとなるよう項目の共通化を図りつつ、業種別				
	の比較可能性の観点から更に検討する。				
	【環境会計ガイドライン2002年版】		錠(14		
			年3月)		
環境報告書	国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三	重点・環	検討	結論	
及び環境会	者機関による監査制度の在り方も含めた環境報	境(3)ウ			
計の信頼性	告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るた	〔計画・			
の確保	めの枠組みについて、以下の点に留意の上、検討	環 境 ウ			
(環境省)	し結論を出す。)			
	a 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公				
	認及びその養成や資質向上について策を講ず				
	る。専門家資格を創設する場合には資格に期限				
	を設定するとともに民間の認証機関とし、公認				
	の資格の場合は現在監査を実施している公認				
	会計士なども可能とする。				
	b 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準				
	について標準的なものを明らかにする。				
	c 第三者監査は報告書を作成する者にとって				
	多大なコスト負担とならないことに留意する。				
	d 企業に不利な情報についても環境報告書及				
	び環境会計に盛り込む。				
	e 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応				
	についても検討する。				

カ その他

事項名	措置内容	当初に画等と	実施予定時期		
		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
カラス等営	カラス等営巣除去の申請者の負担の軽減のた	計画・環	検討・措	置	
巣除去の許	め、野生鳥獣の保護繁殖の確保を図りつつ、手続	境ウ			
可申請・事後	運用面の簡素化を検討する。				
報告義務の					
緩和					
(環境省)					

		当初計画等と			
事項名	措置内容	の関係	天 平成13年度	平成14年度	* 5 平成15年度
グリーン調	 国等による環境物品等の調達の推進等に関す				
達の推進			置済	少 人天心	
	る法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の	児ワ	旦冱		
(環境省)	調達の推進に関する基本方針において、重点的な				
	環境物品等及びその判断基準を示し、グリーン調				
	達を推進する。		40 / 0		
	【「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」		13 年 6		
	の変更】		月、14		
			年2月		
都市のヒー				措置	
トアイラン	み、下記のような対策を構ずる。	境(4)			
ド現象の解	a 環境省、国土交通省、経済産業省等関係省庁				
消	からなる総合対策会議を設置するなど、総合的				
(環境省、国土	な推進体制を構築するとともに、ヒートアイラ				
交通省、経済産	ンド現象の解消対策に係る大綱の策定につい				
業省、関係府	て検討し結論を出す。				
省)	b ヒートアイランド現象の解消対策の更なる				
	推進のため、各原因間の関連性、寄与度等複雑				
	なメカニズムの調査・分析を進める。				
	c 国土交通省においては都市政策の観点から				
	もヒートアイランド対策について検討する。				
再生可能工	太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー	計画・環	逐次実施		
ネルギー等	等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の	境ウ			
の一層の導	導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援				
入	策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏				
(経済産業省、	まえ、必要な環境整備等を一層推進する。				
環境省及び関	【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置		14年1月前	运行	
係府省)	法施行令の一部を改正する政令 (平成14年政令第				
	15号)】				